

津野町 出産・子育て応援金支給事業のご案内

妊娠届出時の面談後、手続きを行うことで5万円（出産応援金）、出生後、新生児訪問を受け手続きを行うことで、生まれたお子さん一人につき5万円（子育て応援金）を給付します。

経済面での負担を軽減するため、応援金を支給します

1. 対象者

津野町に住所があり、下記の①②に該当する方

- ① 令和5年4月1日以降に妊娠届出をした方
- ② 令和5年4月1日以降に誕生したお子さんの養育者



2. 手続き方法等

	手続き方法	提出期限
① 出産応援金	妊娠届出時、アンケート記入及び面談後に申請書兼請求書をお渡しします。 里楽窓口 ^① に提出してください。	妊娠中
② 子育て応援金	新生児訪問時にアンケート記入後、保健師が申請書兼請求書をお渡します。 里楽窓口 ^① に提出してください。	お子さんが生後4か月を迎える日まで

妊娠中から出産後の相談をより充実させます

それぞれアンケートと面談を実施し、お話しを伺いながら出産や育児について支援していきます。

妊娠届出時

すこやかな妊婦生活を送れるよう、不安なことを解消し、出産への見通しを立てましょう。

妊娠後期 訪問

出産に向けて準備をするとともに、産後の手続きなどの情報提供をします。

新生児訪問

産後のお母さんの体調や、赤ちゃんの様子をお伺いします。不安なこと等ご相談ください。



お問い合わせ先

津野町 子育て世代包括支援センター「ほっとはぐ」

（津野町健康福祉課内）

電話：0889-55-2151

津野町 出産・子育て応援金支給事業

津野町では、出産・子育てに関する経済面での負担を軽減するために、

津野町に住所があり、下記の①②に該当する方

① 令和5年4月1日以降に妊娠届出をした方

② 令和5年4月1日以降に誕生したお子さんの養育者

を対象として、



妊娠届出時の面談後、手続きを行うことで5万円(出産応援金)、

出生後、新生児訪問を受け手続きを行うことで、生まれたお子さん一人につき

5万円(子育て応援金)を給付していましたが、

令和6年4月1日から出産育児関連用品にお使いいただけるポイント制に移行する予定です！！

★妊娠届出時の面談後に事業の説明と手続きの案内をさせていただきます。

※事業の詳細は追ってお知らせします。



お問い合わせ先

津野町 子育て世代包括支援センター「ほっとはぐ」

(津野町健康福祉課内)

電話：0889-55-2151